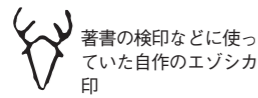


更科源蔵(さらしなげんぞう)  
●1904(明治37)年、弟子屈町熊牛原野(南弟子屈)に生まれ、1985(昭和60)年に81歳で逝去。東京麻布獣医学校を中退した後、尾崎喜八、高村光太郎に師事し、詩作を中心に郷土史、アイヌ文化研究など主に文学活動を続けた。  
▶弟子屈町で所蔵しているさまざまな資料を紹介する。



著書の検印などに使っていた自作のエゾシカ印



1958年2月 第1回目の集まり  
更科(後列右から3人目)はトレードマークのルバシカを着ている

## 札幌弟子屈会

生まれ育った土地を離れて暮らす人は、その土地の匂いがする人々を恋しがります。

1941(昭和16)年に札幌に出てから、弟子屈に帰りそびれているうちに詩人として、郷土史家として名前もある程度知られるようになり忙しくしていた更科も、そんな思いの一人でした。

1957(昭和32)年、札幌に在住していた弟子屈出身の数人には「ふるさとの便りが聞きたい」「弟子屈の人たちと集まりを持ちたい」との思いがありました。その話は、弟子屈時代の顔なじみの更科のところへ「源さん、やるべや」とやってきました。更科の「懐かしいなあ」で話は決まりました。

翌1958(昭和33)年2月に13人で札幌弟子屈会第1回目の集まりがあり、途中何回か開催されなかつた年もあったようですが、現在まで続いていきます。「会長なんて小難しいのは抜きだぞ」と更科は言います。しかし、1985(昭和60)年に亡くなるまでの27年間、更科は同会の中心になっていました。

人が集まってワイワイと話をすることを好む更科の特質は、文学や郷土史研究、アイヌ文化研究な

どの人間関係にも発揮されていきます。それぞれの分野を横断するような人の集まりをつくっていき、「更科ネットワーク」という不思議な人脈が日本全国に出ていきます。また「更科」という名字であれば、きつとどこかで先祖は同じだろうと札幌市内の電話帳を調べて連絡し「更科会」を催したこともあります。集まったのはいいのですが、全員が「更科」で、名前を呼び合うのに困ったといえます。ここにも、物おじをせず人を引き寄せる更科の性格が表れているのでしょう。

一方、東京では、太平洋戦争中に一度だけ弟子屈出身者の集まりがあったようですが、その後、1973(昭和48)年に「東京摩周会」という名前で発会しました。「北海道弁を気兼ねなく話すことができた」とい、その後1989(平成元)年にできた弟子屈ふる里会と合流して現在も集まりが続けられています。

故郷を離れて都会や地方で暮らす人たちが、出身の地名を冠したふるさと会を催しているニュースを見るのがあります。「札幌弟子屈会」はその端緒ではないかと思うのです。

町税・使用料などの納入に口座振替をご利用の皆さんへ

## 口座振替日が変わります

町税などの納入については、日頃からご協力いただきありがとうございます。  
町ではシステムの入替えに伴い、平成24年度から口座振替日を変更することになりました。ご理解とご協力をお願いします。

### ▶変更内容

金融機関名	平成23年度まで	平成24年度から
北洋銀行 釧路信用金庫	各納期ごとの28日 ※28日が休業日の場合は翌営業日	各納期限の日
ゆうちょ銀行	各納期ごとの25日(再払込日:5日) ※25日が休業日の場合は翌営業日	各納期限の日(再払込日:10日)

▶口座振替税目/軽自動車税、固定資産税、町・道民税、国民健康保険税、住宅使用料、教職員住宅貸付料、保育所負担金、老人保護措置費徴収金

### ▶問い合わせ先

- 各種税金 役場税務課納税係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)
- 公営住宅使用料 役場建設課管理係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)
- 教職員住宅貸付料 町教育委員会管理課総務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 5 (課直通)
- 保育所負担金 役場こども未来課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
- 老人保護措置費徴収金 役場保健福祉課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)

## 大切な家を守るお手伝い

### 住宅の簡易耐震診断・耐震改修費補助金

既存住宅の耐震化の促進を図り、地震発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減することを目的に、住宅の簡易耐震診断と耐震改修費用の助成を行っています。対象は、町内の既存住宅(居住用で昭和56年5月31日以前に着工された住宅)です。

#### ▶耐震診断

既存住宅の地震に対する安全性について、図面と申し込みされた方からの聞き取りによって診断します。診断料は無料です。

#### ▶耐震改修費の補助

耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された既存住宅の耐震改修工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。詳しい要件や手続き、補助額などについては、お問い合わせください。

### 住宅ローンの利子補給

住宅建築や定住の促進、地域の振興を図ることを目的に、住宅の新築などを行うために金融機関から融資を受けた方に対し、支払利の一部を助成しています。対象は、町民の方や町外から移住されてくる方で、町内の業者を利用して住宅の新築・増築・改築・リフォームなどを行い、町の指定する金融機関から融資を受ける方です。

自分の住宅を持ちたい、子どもが成長し手狭になってきた住宅を増築したい、老朽化してきた住宅をリフォームしたいなど、さまざまなケースがあるかと思えます。検討されている方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。詳しい要件や手続き、補助額などについては、お問い合わせください。

### 住宅相談窓口

下記のとおり「住宅相談窓口」を開設しています。

- これから住宅を建てたい
- 現在お住まいの住宅建て替えやリフォームなどのアドバイス
- 住宅建築資金利子補給制度のご案内

など、有資格者がさまざまな相談に応じます。

また、近年、悪質なりフォーム業者による被害が相次いでいると報道されています。大切な財産を守るため、また被害に遭わないためにも、ぜひ住宅相談窓口をご利用ください。

▶受付時間/8時45分~17時30分(土・日曜日、祝日を除く)

▶開設場所/役場庁舎 中2階 住宅相談室

※建築担当者が不在の場合もありますので、事前に電話などでご連絡ください。日程の調整を図り、対応します。

問い合わせ先/役場建設課建設係・都市計画建築指導係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)